

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報

おやまざき

6

2011(平成23)年

私たちの手で、
天王山を元気な里山にかえそう！

〔14ページに関連記事掲載〕

今月の主な内容

- 老けこむなんてまだ早い！
一今、始める。介護予防一 P 2
- 国民健康保険のお知らせ P 8
- 情報公開・個人情報保護制度 P 10
- 第12回公サ連まつり P 11
- 平成23年度各種公募のご案内 P 12

vol.521

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>



老け込むなんて まだ早い!

——今、始める。介護予防——

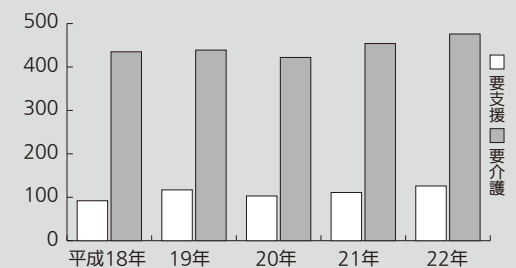
長年勤めた仕事を引退。子どもも結婚して家を出た。
 還暦を過ぎて、やっと手に入れたゆとりの毎日。
 この長い長い自由時間を、老いに負けて楽しまないなんてもったいない。
 始めませんか？ 介護予防。
 元気いっぱい、輝く明日を迎えるために。

高齢化・要介護高齢者増加の現状

(表1) 大山崎町の要介護・要支援認定 認定者数

	要支援	要介護	合計
平成18年	92人	435人	527人
平成19年	117人	439人	556人
平成20年	103人	422人	525人
平成21年	111人	454人	565人
平成22年	126人	476人	602人

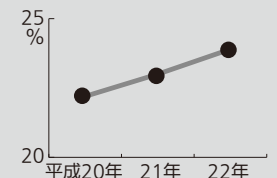
認定者数グラフ



(表2) 大山崎町の65歳以上の人口推移

	男	女	合計	全人口	高齢化率
平成20年	1,593人	1,853人	3,446人	15,530人	22.2%
平成21年	1,639人	1,951人	3,590人	15,577人	23.0%
平成22年	1,683人	2,026人	3,709人	15,512人	23.9%

高齢化率グラフ



なぜ今、介護予防なのか？

介護状態に なるのを防げ！

介護予防とは文字通り、介護が必要な状態になることを予防すること。病気や怪我を予防するだけでなく、老化のサインを早く見つけて適切に対応していくことが重要となります。

若い人ならば、仮に足を骨折するなどして一時的に要介護の状態になったとしても、そこから回復するのは比較的容易です。ギプスを付けて安静にしていれば自然と元通りに回復するでしょう。

でも、高齢者の場合は、そう簡単にはいきません。回復力が弱いため、一度要介護の状態になってしまうと筋力が極端に低下してしまいます。また、それにあわせて生活意欲など心の部分も一気に衰えてしまいます。高齢者の場合、一つの病気、一つの怪我がきっかけで寝たきり状態になってしまうことも、決して稀ではないのです。(表1参照)

介護予防は自分の ためだけじゃない

家族が要介護状態になると、在宅で介護するにしても、通所施設やヘルパーにかかる費用が必要となります。施設に入るとなれば、もちろんそれ以上の費用が必要となります。ほとんどの家庭においては、介護にかかる金銭的負担は相当重いものになるはずで、食事やお風呂の介助など、家族には身体的、精神的にも負担がかかってきます。自分のためはもちろん、家族に負担をかけるためにも、介護予防に取り組むことはとても重要なことなのです。

もっと大きな視点で考えてみても、高齢者がいつまでも元気でいることがいかに大切なのか分かります。日本の人口分布は、もはやピラミッド型ではありません。全国的に高齢化が進み、大山崎町においても4人に1人が65歳以上という高齢化社会を迎えています。(表2参照)

そして、今後この高齢化は進んでいきます。少子化問題や介護士不足の問題もあわせて考えると、これからの若い世代がたくさんの高齢者を支えていくにはかなり無理があるのです。

元気でこそ楽しい 毎日

元気であることは日々の暮らしを楽しむためのとても大きな要素です。介護が必要な状態では、気ままに趣味を楽しむことも難しくなるでしょう。30年、40年と仕事に打ち込み、子育てに追われ、やっと手にした自分だけの時間。自分の好きなように旅行に出掛け、好きな物を食べ、趣味に打ち込む。こんな理想のセカンドライフこそが、人生の後半にはふさわしいはず。 「楽しい日々を過ごせたいのはもったいない。」この気持ちを持って、あなたも今日から介護予防に取り組んでみませんか。



〈つよい足腰を作ろう会〉参加風景

リストでチェックしよう

生活機能チェック
基本チェックリストが届いたら、25項目について、「はい」「いいえ」で答える。

基本チェックリストを審査した結果、機能低下のおそれがある方を、「二次予防事業対象者」とし、地域包括センターから**二次予防事業のご案内をします。**

二次予防事業への参加を希望する方は、受診票などを持って、乙訓管内で協力を受けた医療機関で**検査受診する。**
※受診料無料

生活機能チェック表は毎年5月末～6月にかけて65歳以上の方（要介護認定者を除く）、全員に町から配布します。必ずチェックをして、町健康福祉部 町民健康課高齢者福祉・保険医療係まで返送してください。

左記のようなチェック項目があり、それぞれ生活機能▼運動器の機能▼栄養▼口腔機能▼認知症▼うつ病などの状態を診断します。

- 1 バスや電車で1人で外出していますか
 - 2 日用品の買物をしていますか
 - 3 預貯金の出し入れをしていますか
 - 4 友人の家を訪ねていますか
 - 5 家族や友人の相談にのっていますか
 - 6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
 - 7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
 - 8 15分続けて歩いていますか
 - 9 この1年間に転んだことはありますか
 - 10 転倒に対する不安は大きいですか
 - 11 6カ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか
 - 12 身長・体重をご記入ください 身長()cm・体重()kg
 - 13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
 - 14 お茶や汁物でむせることがありますか
 - 15 口の渇きが気になりますか
 - 16 週に1回以上は外出していますか
 - 17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか
 - 18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとわれますか
 - 19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
 - 20 今日が何月何日かわからない時がありますか
 - 21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない
 - 22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
 - 23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる
 - 24 (ここ2週間) 自分が役立つ人間だと思えない
 - 25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする
- ※現在、介護保険の要支援または、要介護の認定（申請中を含む）を受けていますか

介護予防事業の紹介

①つよい足腰を作ろう会

タオルやペットボトルなどの身近な物を用いながら、体を動かし足腰を丈夫にし、体の柔軟性を高め転倒予防に努めます。

3カ月を1クールとして区切って活動します。参加者一人ひとりに個別でファイルを作成し、体調などに細かく対応。講座中だけでなく、宿題として、家でできる運動も紹介しています。

対象▶▶特定高齢者
ところ▶▶なごみの郷、保健センター
とき▶▶4～6月▶▶7～9月▶▶10～12月▶▶1～3月の
困午後2時半～午後4時
費用▶▶3カ月（1クール）1,000円



無料の講座、事業など



③サウンドセラビクス



②ふれあいいいききサロン



⑤訪問安否確認事業



④太極拳

長寿苑や保健センターなどで、さまざまな介護予防講座を開いています。このほかにも元気アップ教室も開講しています。長寿苑へ行く際には、送迎バスを利用することもできます。ぜひご参加ください。

問=①地域包括支援センター ☎952-6533
②⑤社会福祉協議会 ☎957-4100
③④長寿苑事務局 ☎957-1860



大山崎町地域包括支援センター(なごみの郷内)

看護師 高橋 美江さん

介護予防に関する仕事として、介護予防が必要と判断された特定の高齢者を対象とした介護予防教室「つよい足腰を作ろう会」、60歳以上の高齢者全員を対象とした運動事業「元氣アップ教室」に取り組んでいます。

元氣アップ教室については、「つよい足腰を作ろう会」に参加した方が元氣になって卒業したあと、継続的に運動を続けられる場をつくらうということで平成22年度から始まりました。当初10人にも満たなかった参加者は、現在では30人を超えるまでになり、とて

も喜んでいきます。

参加者の皆さんは本当に仲が良く「毎週来るのが楽しみ」「次も続けたい」という声もよく聞きます。1クール(3カ月単位)の最初と最後に体力を測定して、どれだけ効果があつたかが目に見えて分かるようにしています。

家でやる取り組みも宿題として出されるのですが、皆さん頑張つて取り組んでおられるようです。皆さんの頑張りがあって、実際に大きな効果が見られることも多くあります。アンケートなどでは「こ

PROFILE

タカハシ・ミエ

高校卒業後、京都の看護専門学校で学ぶ。その後、病院などに勤める。平成21年4月から大山崎町地域包括支援センターに勤務。



「つよい足腰を作ろう会」に参加している

福田 光子さん

平成21年に「つよい足腰を作ろう会」が始まって以来、ずっと参加しているという福田光子さん。昔はバレエボールの選手として国体にも出場。山登りも好きというスポーツウーマンですが、ここ数年体力の衰えを感じています。

「入院などしたことがなかったのですが、右ひざを悪くして、5年前に人工関節を入れる手術を受けました。その後、2度大腸から出血を起こして入院したのですが、この年齢ですので、入院生活の間に筋力は随分落ちてしまいました。」

また、骨粗鬆症もあり、最近ではずっと背中が曲がらないようにコルセットを巻いて生活しているそう。手足のしびれもずっと続いていきます。それでも、ひざは手術で随分良くなりました。

「今では痛みもなく、日常生活に問題のない程に回復しました。電車やバスに乗って1人で買い物にも出かけるんですよ。」

この会に参加しているのは皆さん面白い人ばかり、と福田さんは話します。

「毎回、来るのが本当に楽しみです。ボランティアの方

PROFILE

フクダ・ミツコ

大正13年8月4日生まれ、86歳。岡山県出身。大山崎在住。趣味はガーデニングなど。

けにくくなった」という回答も多いです。また、運動機能はもちろん、認知症予防にも効果が現れています。これは、体の左右で違う動きをするなど、頭を使いながら運動するようなメニューが組み立てられているからです。当初は、認知症がけっこう進んでいる、申請を出せば介護保険の認定が下りるだろうと思われた人も、教室に参加するようになって症状がだいぶ落ち着いたという例もあります。

大山崎は小さな町です。隣の長岡京市ならスーパーも多く、スポーツ施設もあります。施設はあまりありません。出かける場所が少ないんです。だから、高齢者はついつい引きこもりがちになってしまう。そう考えると、介護予防事業はとても大切であることが分かります。私たちの事業が高齢者の皆さんの出かけるきっかけになるだけでも意味は大さいですし、参加した皆さんが心身ともに元氣になって、介護保険を利用する人が少しでも減ってくれたら嬉しいですね。

もすく親切でいい方たちですし、どちらかというと、皆さんと話しに来ている感覚ですね。前のクールでも、私は皆勤賞だったんですよ。」とニッコリ。

体操は、日常生活で不便を感じる部分を補うような内容になっています。

「この体操は何のためにするのか」を理解できる内容なのがいいですね。宿題も出されるので、家でもきちんと運動していますよ。」

医療が発達し、平均寿命はどんどん高くなっている日本。人生が長くなるということは、つまり老後が長くなるということ。元氣で楽しい老後を送ることが、何よりの幸せであることは言うまでもありません。

「今は、若返りとまではいなくても、現状維持、悪くても加齢による衰えの速度を少しでも遅くしようと思っ

ています。」

最後に、参加をためらっている高齢者の皆さんに、福田さんからのメッセージをお願いします。

「体操は、座ってできるものも多いので、最近体力が落ちてきたという方はぜひ参加されればいいと思います。同年代の友達と井戸端会議をする感覚で気軽に来ていただけたいと思いますよ。」



今後の課題は、新しい参加者を増やすこと。本当に介護予防が必要な方は、まだまだたくさんいると思います。この記事を読んで少しでも興味を持った方は、気軽に連絡してほしいです。自宅までの送迎もあるので、まずは見学に来てください。意外と簡単な運動ではないですが、だからこそチャレンジしがちもあると思います。ご連絡お待ちしています。



国民健康保険のお知らせ

— 6月中旬に国民健康保険税の通知書などを発送します —

問・相談 11 町民健康課 高齢者福祉・保険医療係
☎ 956-2101 (内 121、126、128、129)

平成23年度の改正点

保険税の医療分、介護分、支援金分それぞれの限度額を変更

国民健康保険制度とは

国民健康保険制度とは、被保険者（加入者）が支払った保険税や、国・府の交付金・補助金などを財源として、被保険者の方が一の病気やケガのときに医療費を給付する相互扶助の制度です。

日本は国民皆保険制度をとっていますので、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している方や、生活保護を受けている方などを除く、すべての方が国民健康保険制度に加入します。

※国民皆保険制度は、国民健康保険法の規定で、市町村内に住所をもつ全ての人が国保に加入し、その

中から職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している方を除外するという方法で成立しています

国民健康保険被保険者証について

大山崎町では、加入者一人ひとりに被保険者証を交付しています。

【被保険者証の管理・使用にあたっての注意点】

○有効期限を過ぎた被保険者証は無効です

○紛失・破損した場合は役場1階町民健康課（2番窓口）で再交付の申請をしてください

○被保険者資格を喪失したら、ただ

ちに使用を中止してください

○急病などでやむを得ず被保険者証を持たずに医療機関を受診し、かった医療費全額を支払った場合は、後日申請すれば審査のうえ町民健康課から国保負担分（窓口3割負担の方であれば7割分）を給付します

届出はお忘れなく

次のような場合には、14日以内に町民健康課に届出をしてください。

※届出内容ごとに必要書類などが異なります。詳しくはお問い合わせください

【国保への加入の場合】

○他市町村から転入したとき

○職場の健康保険から脱退したとき
○生活保護を受けなくなったとき
○子どもが生まれたとき
【国保からの脱退の場合】
○大山崎町から転出するとき
○職場の健康保険に加入したとき
○生活保護を新たに受けるとき
○死亡したとき

国保の届出が14日を 超えて遅れると…

【国保への加入の場合】
○保険税は異動のあった日にさかのぼって課税されます

○未届けの期間に受けた医療については保険給付が受けられません

【国保からの脱退の場合】
○資格喪失日以降に国保の被保険者証を使用した場合、国保が負担した医療費を返還していただきます
○脱退の届出がないと、保険税がかかり続けます。ただし、届出があればさかのぼって精算します

保険税の計算方法は？

世帯ごとの収入や資産、加入者数を左表にあてはめて年税額を算出しています。

年の途中で加入・脱退があった場合は、年税額を月割で再計算し、その後の納期限の税額を増減して調整します。過払い金額がある場合は返還します。

保険税の納め方は？

納付書または口座振替による納め方（普通徴収）と、年金からの天引きによる納め方（特別徴収）のいずれかです。

【特別徴収の対象となる方】

国民健康保険の加入者全員が65歳〜74歳であるなどの、一定の要件を満たす世帯の世帯主が対象となります。原則、年6回に分けて年金の支給月に年金から天引きします。

特別徴収の対象となる方でも、原則、普通徴収の口座振替納付への変更ができます。（変更手続きについては次項参照）

【普通徴収の対象となる方】

特別徴収の対象とならない世帯主が対象です。原則、6月から翌年3月までの毎月末を納期限とする10回払いで納めていただきます。

口座振替への 変更手続き

変更手続き

保険税の納め忘れをなくし、金融機関などへ出向く手間を省くためにも、口座振替をご利用ください。

【口座振替取扱金融機関】

▼京都銀行 ▼京都中央農業協同組合
▼みずほ銀行 ▼りそな銀行 ▼池田泉州銀行 ▼関西アーバン銀行 ▼京都信

ご注意ください！

年度途中で、「普通徴収」から「特別徴収」に変更になる場合や逆に「特別徴収」から「普通徴収」に変更になる場合があります。

倒産などの失業者に 対する保険税の軽減

倒産、解雇、雇い止めなど事業主の都合（非自発的理由）により離職した場合、国民健康保険の保険税などが軽減される場合があります。この軽減を受けるには届出が必要です。

【軽減の対象者】

次の要件すべてに該当する方
○平成21年3月31日以降に離職した
○離職日において65歳未満
○事業主の都合による離職（雇用保険の特定受給資格者）および雇い止めなどによる離職（雇用保険の特定理由離職者）※である

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

保険税の納付義務者は 世帯主

世帯主が国保に加入していないと

も、世帯の中に国保の加入者がいる場合、納付義務者は世帯主となります。

ご相談ください

経済的な事情などで保険税を支払うことが困難な場合は、そのままにせずにご相談ください。

前年度所得などに応じて減免や軽減を受けられる場合があります。また、減免などの対象にならない場合でも、分納などの計画的な納付方法もあります。

保険税を1年以上 滞納すると…

○被保険者証を返還していただき、有効期間の短い被保険者証に切り替えます

○資格証明書を発行する場合があり、ます（この場合、医療機関窓口での保険給付は受けられず、その都度役場で保険給付分の精算を行なっていたことになる）

○1年6カ月を経過すると保険給付の一部または全部を差し止めます
※そのほか、地方税法に基づいて財産の差押えなどの処分を受けることもあります

第12回 公サ連まつり

問・協賛＝中央公民館
☎957-1421

6月11日土 12日日

中央公民館で活動するサークルの皆さんが、日ごろの練習の成果を披露します。普段公民館活動に参加していない方も自由に見学できます。

※見学無料、申込不要

主催＝大山崎町公民館サークル連絡協議会



写真は昨年
の公サ連まつりの
ようす

展示場所一覧

【本館】

1階実習室	トールペインティング PCメゾン
1階ロビー	ボランティアたんぼぼ
2階和室	着物と作法を知る会 なつめ会・茶道サークル
2階会議室	大山崎洋蘭会
2階講座室	日曜画家の会

【別館】

2階ロビー	男の料理サークル 桂會
2階第2研修室	大山崎町絵画サークル

舞台発表プログラム 会場はいずれも本館1階ホール

6月11日土



6月12日日



平成22年度の運用状況

問・申請＝総務課自治政策係
☎956-2101 (内315)

情報公開・個人情報保護制度

情報公開制度

本町では、「開かれた町政」を推進するために、情報公開条例に基づき、町が保有する公文書の公開を行っています。公開を希望する方は、役場3階総務課自治政策係窓口で情報公開請求をしてください。

Q 誰でも請求できるの？
A はい。誰でも請求できます。

Q 誰でも請求できるの？
A 誰でも請求できるの？
A いいえ。特定の個人に関する情報や、公開することによって公正な行政運営に支障を及ぼす恐れのある情報などは公開されません。また、そもそも該当する文書が存在しない場合は、公開することができません。

Q 請求してから、どれくらいで公開・非公開が決定されるの？
A 請求書が提出された日から15日以内です。ただし、特別な場合は60日を限度として延長されることがあります。

Q 決定に不服があった場合は？
A 決定を知った日の翌日から60日以内であれば、不服申し立てをすることができます。申し立てに対しては、公平な立場の第三者機関である「大山崎町情報公開審査会」の意見を尊重して回答します。

個人情報保護制度

個人情報保護条例に基づき、町が保有する個人情報の開示を求めることが出来ます。例えば、「私の学校での内申書を見せてほしい」と請求することができます。

Q どんな場合でも開示されるの？
A いいえ。ほかの個人に関する情報が分かる場合や、開示することによって公正な行政運営に支障を及ぼす恐れのある情報などは開示されません。

情報公開制度運用状況 (平成23年3月25日現在)

実施機関	請求件数	内訳					
		公開	部分公開	非公開	文書不存在	取り下げ	不服申し立て
町長	11	4	7	1	5		
教育委員会							
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
固定資産評価審査委員会							
農業委員会							
水道事業管理者	4	3	1				
議会							
合計	15	7	8	1	5	0	0

※空欄は0を表します
※1件の情報公開請求に複数の請求用件が含まれている場合があるため、請求件数と内訳件数は同じになりません

個人情報保護制度運用状況 (平成23年3月25日現在)

実施機関	請求件数	内訳				
		開示	部分公開	不開示	文書不存在	不服申し立て
町長	8	7	1			
教育委員会						
選挙管理委員会						
公平委員会						
監査委員						
固定資産評価審査委員会						
農業委員会						
水道事業管理者						
議会						
合計	8	7	1	0	0	0

情報公開請求書は役場3階総務課(32番窓口)に置いてあります

**平成23年度危険物安全週間
6月5日回〜6月11日回**

危険物の適正な容器について

危険物の中でも特に灯油やガソリンは、ストロップの燃料やバイク、自動車などの燃料として広く使われています。

ガソリンは揮発性が高いので、火災が発生すると爆発的に広がる恐れがあります。なるべく保管することは控えてください。危険物を安全・安心に運搬、保管するために、次の点に注意してください。

○ガソリンは気温マイナス40℃でも気化し、小さな火でも引火、爆発的に燃えます。(灯油は40℃で気化します)

○ガソリンはガソリンスタンドで購入し、消防法の基準に適合した専用容器を使用してください。(灯油用ポリエチレン缶にガソリンを入れて運搬すると、可燃性蒸気がもれて、非常に危険です)

※セルフ方式のガソリンスタンドでは、利用者がガソリンを容器に入れることはできません

○灯油用ポリエチレン缶は紫外線の影響を受けやすく、布などで覆っても劣化が進みます。5年を目安に交換してください。

○風雨にさらされたり、日光に当

平成23年度 **各種公募のご案内**
—策定委員とサービス事業者の公募について—

◆策定委員

職務および活動内容
 ④⑧⑨とも、開催される策定委員会(年5回程度)へ出席し、計画づくりにおいて意見交換や提言を行っていただきます。

公募期間 6月1日 函 10日 函
 選定方法 抽選による

応募資格
 次の要件すべてを満たす方。
 ○平成23年1月1日現在、満20歳以上である
 ○町に1年以上在住または勤務している
 ○町のほかの審議会などの委員を3つ以上していない
 ○町議会議員または町職員でない
 応募方法
 はがきまたは電子メールなどにより、希望される委員名を明記し▼氏名▼住所▼年齢▼居住(在勤)年数▼連絡先を記載のうえ各宛先まで送付または、持参してください。

委員名	任期	募集人員	担当事務局
④大山崎町地域福祉計画策定委員会委員	決定後から2年間 (各委員共通)	1人	福祉課 (社会福祉係)
⑧大山崎町障害者基本計画等策定委員会委員		1人	
⑨大山崎町高齢者福祉計画(介護保険事業計画)策定委員会委員		1人	町民健康課 (高齢者福祉・保険医療係)

問=役場代表 ☎956-2101
 ④⑧福祉課(内151、152) ☒ fukushi@town.oyamazaki.lg.jp
 ⑨町民健康課(内138) ☒ kaigo@town.oyamazaki.lg.jp

**◆地域密着型
サービス事業者**

町では、第4期(平成21年度〜平成23年度)介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

つきましては、平成23年度の事業者を左記要領により公募します。

公募期間 6月1日 函 15日 函
 公募する事業
 小規模多機能型居宅介護事業(町域内で1カ所のみ、登録定員は25人以下)
 ※宿泊料および食事費用は、できる限り利用者負担の軽減が図られるよう設定すること
 事業の開始日 平成24年4月
 応募要件など
 問合せ先に、直接お問い合わせください。

問=☎956-2101
 町民健康課(内138) ☒ kaigo@town.oyamazaki.lg.jp

たりすると灯油ポリエチレン缶の性能は低下します。なるべく暗く涼しい場所で直射日光が当たらないように保管してください。



普通救命講習

心肺蘇生法、AEDの取扱い、止血法その他応急手当などの講習です。

※受講無料

とき 7月3日 午前9時〜正午
 ところ 乙訓消防組合消防本部4階大会議室

定員 60人(先着順)
 申込期間 6月20日 函 7月1日 函
 申込方法 受講申込書(消防署に置いてあります)に必要事項を記入のうえ、左記申込先まで。
 問・申込 大山崎消防署救急係

**平成23年度
防火管理に関する講習会**

消防法第8条に規定する防火管理者となりうる資格(甲種)を取得できます。

**もつつけましたか?
住宅用火災警報器**

平成23年6月1日からすべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。火災から尊い命や財産を守るため、住宅用火災警報器を早急に設置しましょう。

すでに設置している家庭では、いざという時にきちんと警報器が作動するように、日頃の維持管理に努めましょう。

住宅用火災警報器が鳴ったら…

○火災のとき
 大声で周りに火災を知らせ、19番通報する。可能なら消火を行い、消火が難しそうな場合は速やかに避難する。

○火災ではないとき
 火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴ったときは、警報音停止ボタンを押す、または停止ひもを引く。ほかにも室内の換気をする、警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

**防災用兼消防団招集用
サイレン吹鳴テスト**

災害時の避難指示や消防団招集などに吹鳴するサイレンのテストを行います。

とき 6月5日 午前8時から
 サイレン吹鳴箇所 役場 大山崎区民会館 下植野集会所 第3浄水場(小泉橋付近)
 問 町総務課総務係
 ☎956-2101(内324)